

国民健康保険

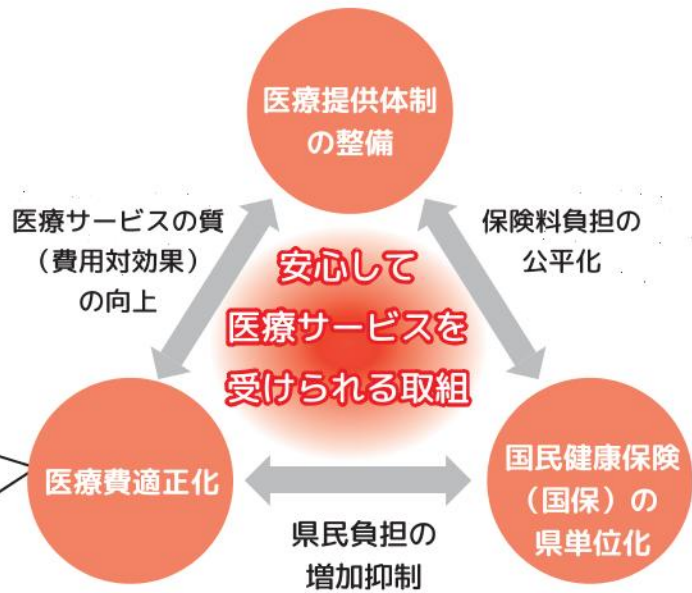
国民皆保険制度を支える国民健康保険について、

4月から財政運営を県単位に拡大し、制度運営の安定化につなげます。

あわせて、**医療提供体制の整備**と**医療費適正化**を一体的に推進します。

高齢化や生活習慣病の増加などにもなつて医療費が増加傾向になっています。日頃から自身の健康管理に留意し、健康で明るい生活を送ることが、医療費の節減につながることになります。一人ひとりのちょっとした心がけで医療費は節減することができます。

- ▼食生活の見直しや運動不足の改善など、日頃から健康な身体作りを心がけましょう。
- ▼かけもち受診や時間外・休日受診はなるべく避けましょう。
- ▼特定健診を積極的に利用して病気の予防や早期治療を心がけましょう。(H29年度は552人が集団検診を受診しました。)



■平成30年4月から、県も市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営を市町村単位から県単位に拡大します。これにより、予期せぬ医療費増等の財政リスクの軽減など、**国保運営の安定化**につなげます。

■「**同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料が同じ**」(平成36年度予定)になることを目指し、加入者の負担の公平化につなげます。



医療費は毎年増加の傾向ですが、今回の国保制度の改正によって保険料負担が一定程度増加する加入者については、一度に過度な負担増とならない仕組みを設けます。



Q. 加入者にとって何か変わるの？

- A.**
- ▼申請届出は、これまでどおり五條市です。
 - ▼保険税はこれまでどおり五條市へ納めます。
 - ▼医療機関での負担割合は変わりません。
 - ▼病院や診療所等で受診するときの被保険者証等の使い方にも特に変更はありません。



4月からの制度改正にご理解、ご協力をお願いします。

■問合先 保険課 (内線344)